

議案第 5 号

岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置について

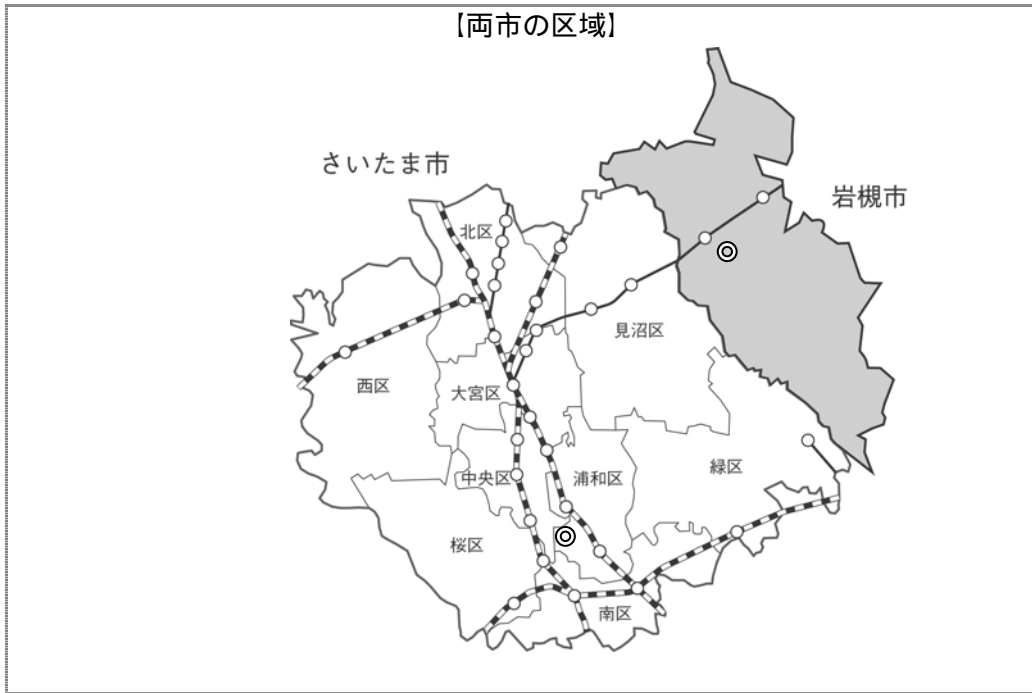
岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置については、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置
	<p>(1) 行政区の範囲は、現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。</p> <p>(2) 行政区の名称は、岩槻区とする。</p> <p>(3) 行政区の事務所の位置は、岩槻市本町六丁目 1 番 1 号 (現在の岩槻市役所) とする。</p>

《さいたま市・岩槻市の行政区域の現況比較》



さいたま市		
区分	面積(km ²)	人口(人)
西区	29.00	82,291
北区	16.93	131,099
大宮区	12.78	106,018
見沼区	30.64	151,289
中央区	8.38	89,639
桜区	18.60	91,568
浦和区	11.54	139,609
南区	13.90	166,376
緑区	26.56	103,691
さいたま市計	168.33	1,061,580
区の平均値	18.70	117,953

岩槻市	
面積(km ²)	人口(人)
49.16	112,012

人口：平成16年4月1日現在「住民基本台帳・外国人登録原票」記載人口

